連帯保証契約書

霍者 (甲	ヤノ 圴	- 	tクι	ノイ			-	中 登録	番号均	奇玉県知	事(3)第0	349	7号		
×++×				**±+++/□:	=- 1 /-											
発育と 連	里帝(慎	<u> </u>	(乙) 及() 理市保	<u></u> 让人(P	引(0)表7	<u></u>									
住 所									<u>住</u> 原	斤 						
主たる 債務者 (乙)	者								連 債務 (乙)	者						
	連帯	帯保証ノ	 人住所													
<i>)</i> -	氏	 名	 (丙)	¦											実印	
\setminus		ー 帯保証ノ		 										+		
				ļ										.]	実印	
	氏	名 ——	(丙)													
	連带	けい はいい はい は	人住所													
	氏	名	(丙)	ļ										1	実印	
	 連計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・														
/			八山川													
		、(以下	(丙)								 「して「Z 	_				_
に対し 1条 (f	保証人 して負 (保証の	、(以下 担する D種類、	(丙) 「丙」とし 6債務につ	ついて、 期間)	下記条 丙が修	・項に従 R証する	l\ Z	乙と連帯 (契約の種	ンて債務 類と保証	履行の	責任を負 ^っ 元本確定	うことを約	約し、オ	卜保証契 約	下「月	_
に対し	保証人 して負 (保証の 契約	、(以下 担する D種類、	(丙) 「丙」とし 6債務にか 、金額、	ついて、 期間) 債務に	下記条 丙が例 呆証	項に従 辞証する 契約	い、Z 保証	乙と連帯(契約の種) 契約の種 連帯根(場) 合	て債務 類と保証	履行の 正金額、 極度	責任を負 ^っ 元本確定	うことを 朝日は次(金	約し、オ	卜保証契 約	下「月勺を締	結しま
に対し 1条 (作 保証基	保証人 して負 (保証の 契約 重類	(以下 担する D種類、	(丙) 「丙」とは 6債務にご 金額、 特定で 連帯	ついて、 期間) 債務低 根保	下記条内が得来証	項に従来証する契約	い、Z 保証	之と連帯 (契約の種) 連帯根(場合) 記入し	て債務 類と保証 保証の の ます	履行の 正金額、 極度 不本確	責任を負う 元本確定類 ・額	うことを約明日は次の金	的し、 ^オ のとお ^り	体保証契約 りです。	下「月勺を締	結しま 円
に対し 1条 (作 保証 の 種	保証人 して負 (保証の 契約 重類	(以下 担する D種類、	(丙) 「丙」とは 6債務にご 金額、 特定で 連帯	ついて、 期間) 債務低 根保	下記条内が得来証	項に従来証する契約	い、る。	乙と連帯(契約の種) 連帯 合 は 特 記 特 定 気	て債務 類と保証 保証の の ます	履行の 正金額、 極度 不本確	責任を負 [・] 元本確定 元本確定 を 額 で定期日	うことを約 期日は次の 金 平成 です。	かし、オのとおり	体保証契約 りです。	下「月勺を締	結しま 円 円 日
に対し 1条 (作 保証 の 種 2条 (*	保証(保証の) 契重 (特定債 金額)	(以下 担する D種類、	(丙) 「丙」とは 6債務にご 金額、 特定で 連帯	ついて、 期間) 債務低 根保	下記条 丙が作 呆 証 書 保証書	項に従来証する契約契約	い、るののもる	乙と連帯 (契約の種) 連帯根(場合) に特定 (表記) に関いています。	て債務 類と保証 保証の の ます	履行の 正金額、 極度 不本確 可は以下	責任を負行 元本確定! と 額 で 期日	うことを約 期日は次の 金 平成 です。	めし、オのとおり 年	ト保証契約 りです。 月	下「甲勺を締	一日 日
に対し 1条 (f 保証 の 種 2条 (a 借入金	保し保 契 特 金 金 サ	(以下、担する D種類、	(丙) とは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ついて、 期間) 債務保 根保 特定債務	下記条 丙が作 呆 証 書 保証書	項に従る契約の場合の場合を表現する。	い、るののもる	乙と連帯(契約の種) 連帯合 は 特定 特定 特別 大学	て 情形 類と保証 の の ます 例の要項	藤子の 正金額、 極度 一元本確 項は以下	責任を負行 元本確定 を 額 で 期日 の 貸借日	うことを約期日は次の金 平成です。 遅延り	的し、なのとおり 年	ト保証契約 りです。 月 年	下「甲勺を締め	結しま 円
に対し 1条 (保証 の 種 2条 (な 名)	保し保 契 特 金 金 金 金 の	(以下は担するの種類、	(丙) とは、 情 金 年 本 年 本 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年 本 1 年 年	ついて、 期間) 債務信 根保 特定債務	下記条 丙が作 呆 証 書 祭 証 書	項に従る契約の円世後年	い、るののののののでは、	乙契 連場記 特 質 金 月 月 月	で債務には、おける。	履行の証金額、極度である。	責任を負売 (表表) (表表) (表表) (表表) (表表) (表表) (表表) (表表	うことを 期日は次の 金 平成 です。 遅延損 全額を一	的し、なのとおり 年	ト保証契約 りです。 月 年	下「甲勺を締め	一日 日
に対し 1条 保証 の を 2条 借入 分 元 金	保し保 契重 特 金 金 金 方 人負の 対 類 で 観 利 の 法	(以下は担するの種類、	(丙) 「丙」とに 「カートの情報を 定 帯 要項 年払いいる」	ついて、 期間) 債務保 根保 等3条	下記条の下記条件を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	項に従る契契のの円の年を済みのの円の年を	い、をは、一つのの一つのでは、「は、」には、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、	乙と連帯で記載 は 大 の	で 情 程 に に に に に に に に の の ま の の ま の の の の の の の の の の の の の	藤 日 リの分割	責任を負売 元本確定 に元本確定 を割り でとおり 貸借日 %	うことを 期日は次の 金 平成です。 遅延損 全額を一記ます。	的し、なのとおり 年	ト保証契約 りです。 月 年	下「甲勺を締め	結しま 一円 日 日
に対して (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	保し保 契重 特 金 金 6 方 8 人負の 人負の クラス	は以下は担するの種類、 日本の種類、日本の一日の名の一日の名の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	(丙) 「丙) とにで、 特 連 項 年 括割払い に おけい に かん	ついて、 期間) 債根 特定 で 第 3 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	下記条件記・	項証す 約 約 場 一	い、証金の多数では、対象のののでは、対象のののでは、対象ののでは、対象ののでは、対象のでは、のでは、対象のでは、対象のでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので	こと連帯で 連場記 特 質 記載での を までの ままでの ままでの ままでの ままでの ままでの ままでの ままでの	では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	履行の記金額、極極度	責任を負責元本確定 額 第 日 り 貸借 の 貸借 の に 元金 に 払いとし に 払いとし に かいとし に に かいとし に に かいとし に に かいとし に に に かいとし に に かいとし に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	うことを 期日は次位 金 平 です。 遅延を一 ます。 ます。	的し、スのとおり 年 成 書金	ト保証契約 月 年 年率 払います。	下「甲勺を締り	一日 日
に対 (イン・) (イン・	保し保 契重 特 金 金 6 方 8 人負の 人負の クラス	(以下 d	(丙) 「丙債金 特 連 項 年括割払払い 中 帯 の 本 が い い い い い か か か か か か か か か か か か か か	ついて、 期間) 債根 特定 で 第貸貸 は 3 は 3 は 3 は 6 は 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	下記条件記録の「返録」をいます。	項証 契 契 終 済定 恒	い保合ります。	乙と連帯で 連場記 特 質	では、いまで、では、は、いまで、は、いまで、ののでは、いまで、いまで、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは	履行の記金額、極極度での利益での利益での利益を	責任を負責元本確定! に	うことを 期日は次の 金 平 です。 遅を一 ます。 ます。 ます。 ます。 ます。	的し、なのとおり 年 或 書金 支払	k保証契約 りです。 月 年 本います。	下「甲勺を締り	結しま 一円 日 日
に対 (イン・) (イン・	保し保 契重 特 金 金 6 方 8 人負の 人負の クラス	(以下 a D 種類、	(丙) 「丙債金 特 連 項 年括割払払い 中 帯 の 本 が い い い い い か か か か か か か か か か か か か か	つい間) 債根 特 平第貸貸る よ る は る は る は る は る は る し る り る り る り る り る り る り る り る り る り	下丙が保証・基の「以上の」とは、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額に	項証 契 契 約 済定回に従る 約 約 場 世 年予支支、	い保一の事番りに日田の	乙と連帯で 連場記 特 質	では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	履行の記念を極った。 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」	責任を負責にに <td>うことを約 金 平 です。 遅をすった とまま 支が合ます。 田田 かっこう ことを次の です。 遅を 一 遅を 一 が ままま しが ままま しゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいり かいしゅう かいしゅう かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり</td> <td>的し、なのとおり 年 成 書金 支払しまって はんしょう</td> <td>k保証契約 りです。 月 年 本います。</td> <td>下「甲かを締め</td> <td>結しま 円 日 %</td>	うことを約 金 平 です。 遅をすった とまま 支が合ます。 田田 かっこう ことを次の です。 遅を 一 遅を 一 が ままま しが ままま しゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいり かいしゅう かいしゅう かいり	的し、なのとおり 年 成 書金 支払しまって はんしょう	k保証契約 りです。 月 年 本います。	下「甲かを締め	結しま 円 日 %
に対 (イン・) (イン・	保し保 契重 特 金 金 6 方 息方 上 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1	(以下 a D 種類、	(丙) 「丙債金 特 連 項 年 括割払 払約に 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	つい間) 債根 特 平第貸貸る よ る は る は る は る は る は る し る り る り る り る り る り る り る り る り る り	下丙が保証・基の「以上の」とは、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額に	項証 契 契 約 済定回に従る 約 約 場 世 年予支支、	い保一の事番りに日田の	乙契 連場記 特約号 質 載でりお 帯合入 定 金 かの各り が あり が しん	では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	履行の記念を極った。 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」	情元を負責元を存在を確定。 定と 貸 元いい、金郎 大きの では、 一本の では、 一本を できる	うことを約 金 平 です。 遅をすった とまま 支が合ます。 田田 かっこう ことを次の です。 遅を 一 遅を 一 が ままま しが ままま しゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいり かいしゅう かいしゅう かいり	的し、なのとおり 年 成 書金 支払しまって はんしょう	ト保証契約 りです。 月 年 年率 ムいます。 いします。	下「甲かを締め	結しま 円 日 %
に対して (4) 大学 (4) 大学 (4) 大学 (5) 大学 (4) 大学 (4) 大学 (5)	保し保 契重 特 金 金 金 方 息方 う しん負が	(以下 a D 種類、	(丙) 「丙債金 特 連 項 年 括割払 払約に 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	つい間) 債根 特 平第貸貸る よ る は る は る は る は る は る し る り る り る り る り る り る り る り る り る り	下丙が保証・基の「以上の」とは、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額に	項証 契 契 約 済定回に従る 約 約 場 世 年予支支、	い保一の事番りに日田の	乙契 連場記 特約号 質 載でりお 帯合入 定 金 かの各り が あり が しん	では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	履行の記念を極った。 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」	情元を負責元を存在を確定。 定と 貸 元いい、金郎 大きの では、 一本の では、 一本を できる	うことを約 金 平 です。 遅をすった とまま 支が合ます。 田田 かっこう ことを次の です。 遅を 一 遅を 一 が ままま しが ままま しゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいり かいしゅう かいしゅう かいり	的し、なのとおり 年 成 書金 支払しまって はんしょう	ト保証契約 りです。 月 年 年率 ムいます。 いします。	下「甲かを締め	結しま 円 日 %
に 保の条借約元支利支従対(対) 証種 (ジュラ 金払 息払) 前	保し保 契重 特 金 金 金 方 息方 う しん負が	(以下 a D 種類、	(丙) 「丙債金 特 連 項 年 括割払 払約に 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	つい間) 債根 特 平第貸貸る よ る は る は る は る は る は る し る り る り る り る り る り る り る り る り る り	下丙が保証・基の「以上の」とは、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額には、金額に	項証 契 契 約 済定回に従る 約 約 場 世 年予支支、	い保一の事番りに目の	乙契 連場記 特約号 質 載でりお 帯合入 定 金 かの各り が あり が しん	では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	履行の記念を極った。 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」 「一位」	情元を負責元を存在を確定。 定と 貸 元いい、金郎 大きの では、 一本の では、 一本を できる	うことを約 金 平 です。 遅をすった とまま 支が合ます。 田田 かっこう ことを次の です。 遅を 一 遅を 一 が ままま しが ままま しゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいり かいり かいしゅう かいしゅう かいり	的し、なのとおり 年 成 書金 支払しまって はんしょう	ト保証契約 りです。 月 年 年率 ムいます。 いします。	下「甲かを締め	結しま 円 日 9

□銀行振込返済 □

返済方法 □ 手形又は小切手決済 □ 甲の所在地に持参弁済

蛮り冬	(海, 玄子, 宁)	特定債務における乙又は丙の各支払期日における弁済金額は次のとおりです
5h U 7K		- 15 15 18 1カ1 こんいしんい 人 人 はいりひょう メイム共力 ローこんいしょうフェルタ かからはくをひょく んいっしょう

					, and the second	
						
			Ī			
			İ			
 合 計	合計	合計	合計	수 함	♠ at	수 화

第4条 (債権者が受け取る書面の内容) 契約に関して甲が受け取る書類は、下記のとおりです。

□ 金銭消費貸借契約書	□ 取引約定書兼個人情報取扱同意書	□ 根抵当権設定契約書・仮登記承諾書・登記委任
□ 身分証明書(写)	□ 連帯保証契約書	□ 譲渡担保契約書・登記委任状
□ 源泉徴収表(写)	□ 印鑑登録証明書	
□ 住民票(写)	□ 登記事項証明書 (法人謄本)	

第5条(物的担保明細) 乙の債務を担保する物的担保は下記のとおりです。 □ 別紙をご参照ください。

_	この反抗とに応り	ונימנו שיייייייייייייייייייייייייייייייייייי	日 が残とこうがくだこ	8
╙				

第6条(債務の残高の総額) 特定債務を加算した乙の新たな債務残高の総額は、次のとおりです。

借入金残高	手形割引残高	未払利息及び遅延損害金	取引後の債務残高の総額
Р	円	円	円

※第7条以降は裏面に記されています。必ずお読みください。

本契約の合意を証するため、契約書1通を作成し、原本は甲が保有し、乙及び丙はその写しを保有する。							
	受領者の押印	受領者の押印	受領者の押印	受領者の押印			
本契約書の写しを受領しました。	実印	実印	実印	実印			

第8条(連帯保証の種類と効力)

- 1. 甲と丙が締結する保証契約は、甲と乙が取引した、あるいは取引する予定の金銭消費貸借取引等について保証し、乙と連帯して保証履行の責任を負う連帯保証契約です。
- 2. 連帯保証人は、「保証契約の種類」欄に記載された特定の債務を 保証する「特定債務保証契約」と、一定の範囲に属する不特定の債 務を保証する「連帯根保証契約」のどちらかを選択し、乙の債務を 保証します。
- 3. 連帯保証契約では民法第454条の規定により、丙は、催告の抗弁及び検索の抗弁の権利を有しません。
- 4. 連帯保証契約では複数の連帯保証人が同一の債務を保証する場合に、分別の利益は得られません。
- 5. 丙は、甲の都合により担保もしくは他の保証を変更、解除されて も、免責を主張しません。
- 6. 丙が保証債務を履行した場合、代位によって甲から取得した権利 は、甲が乙との取引を継続中は甲の同意がなければこれを行使できません。
- 7. 丙は、保証の対象となる債務が完済されないままに、自ら連帯保証を解除することはできません。ただし、甲が契約解除を承認した場合はその限りではありません。

第9条(特定債務保証の金額、範囲、期間)

特定債務保証では、第2条の「借入金額」欄記載の金額が保証金額 となり、同条に記載された債務の元本、利息、損害金、及びそれに 伴う一切の債務が保証の範囲となり、その債務が完済されるまでが 保証期間となります。

第10条(連帯根保証の金額、範囲、期間)

- 1. 連帯根保証における保証金額は、第1条の「極度額」欄記載の極度 額を上限とする、債務者の債務残高の総額です。保証の対象となる 債務残高には、保証契約締結時点で乙が甲に対して負担している既 存の債務と、保証契約締結の日から第1条の「元本確定期日」の前 日までの間に発生する不特定の債務が含まれます。
- 2. 連帯根保証における債務の範囲は、連帯保証契約の締結時に乙が 甲に負担している既存の債務と、保証契約締結の日から「元本確定 期日」の前日までの間に行なわれる甲と乙との複数の金融取引から 発生する、金銭消費貸借取引(証書貸付、手形貸付)、手形及び小 切手割引取引、手形及び小切手債務、保証取引及びこれらの取引に 付帯する一切の債務とします。
- 3. 保証の期間は、保証契約締結の日から「元本確定期日」欄記載の 日の前日です。元本確定期日に、保証債務の元本額が確定し、確定 元本とその利息、損害金及び費用が弁済されるまで、保証人の責任 が継続します。

第11条(期日前弁済)

支払期日前に元金の全部又は一部を繰り上げて返済することはできません。ただし、甲の承諾を得て、中途解約手数料(償還元金額の5%を上限とする)を加算して支払う場合は繰り上げて返済することができます。

第12条 (元本・利息以外の金銭)

乙又は丙が負担すべき元金・利息以外の金銭は、次のとおりです。 ①契約締結の収入印紙代 ②借入・弁済に伴う送金手数料 ③甲 の権利の行使もしくは債権保全及び取立に係る費用 ④別紙「計算 書兼領収書」の控除項目欄記載の費用

第13条 (利息及び遅延損害金の計算方法)

1. 利息の計算方法は、「借入元本残高×約定年率÷365日×借入 日数」とし、遅延損害金の場合は「借入元本残高×遅延損害金年率 ÷365日×返済期日の翌日又は期限の利益を喪失した日の翌日 から支払いがなされた日までの日数」とします。借入日数の計算は、 借入日の翌日から返済日までとします。なお、閏年についても利息、 遅延損害金共に1年を365日とする年率計算を行います。

- 2. 借入日数が 15 日未満で完済になる場合は、借入日数を 15 日として利息を計算します。
- 3. 返済日が土曜、日曜、祝日又は甲の休業日に該当する場合は、その翌営業日をもって返済日とします。
- 4. 手形又は小切手の決済によって元利金の返済を行なう場合には、 手形又は小切手の資金化に要する日数(東京手形交換所の場合は1 営業日、その他の手形交換所の場合は2営業日とする)を加算して 利息及び遅延損害金を計算します。

第14条 (賠償額の予定)

乙又は丙は、返済期日が経過したとき又は期限の利益を喪失したときは、返済期日の翌日又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、第2条の「遅延損害金」欄記載の割合の遅延損害金(同条に定めのない場合には、利息制限法第4条第1項に基づく上限損害金)を支払うものとします。

第15条(弁済の方法及び充当順序)

- 1. 乙の甲に対する債務は、各個別取引の契約で定めた方法により支払います。
- 2. 丙が乙の債務を代位弁済する場合は、甲の所在地に持参する、又は甲の指定する金融機関に送金して支払うものとします。
- 3. 乙及び丙による弁済金は、①乙及び丙が負担すべき費用、②遅延損害金、③利息金、④元金の順序で充当されるものとします。

第 16 条 (債務の継承)

乙が手形決済又は小切手決済の方法で弁済する場合、当該手形、小 切手を甲提供の資金により決済したときには、乙の債務及び丙の保 証債務は甲が資金提供した金額について継承され存続します。

第17条 (期限の利益の喪失)

本契約成立後、乙又は丙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくても、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務の全額に利息制限法第4条第1項に基づく上限損害金を付して弁済します。

①甲に対する元本及び利息の支払いを1回でも怠ったとき。ただし、本号は利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

②乙又は丙が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形、 小切手が一通でも不渡りとなったとき。

③乙又は丙が、強制執行、差押、仮差押、仮処分、破産の申立を受けたとき、もしくは自ら破産、民事再生、特定調停、会社更生の申立をしたとき、または弁護士等の介入による債務整理に着手したとき。

④甲に差し入れた担保が差押、仮差押、または仮処分をうけたとき、 もしくは競売手続の開始決定があったとき。

⑤乙又は丙が、租税公課を滞納して滞納処分を受けたとき。

⑥甲による与信判断上必要な事項に関する申告について、重大な虚 偽が認められたとき。

⑦住所変更の届出を怠った等、乙及び丙の責めに帰すべき事由によって、甲に乙又は丙の所在が不明となったとき。

⑧甲の承諾なく、担保不動産に対して第三者を権利者とする登記が なされたとき。

⑨甲の承諾なく、債権譲渡登記がなされたとき、もしくは乙又は丙 を譲渡人とする債権譲渡通知書が送達されたとき。

⑩乙又は丙が営業目的とする業務の監督官庁より営業許可の取り 消し処分を受けたとき。

①刑事事件により乙又は丙の役員、代表者、実質的経営者が逮捕、 拘留及び懲役刑又は禁錮刑などに処せられたとき。

心前各号のほか、乙及び丙が契約条項の一つでも違反したとき。

第18条 (債権保全のための権利行使)

前条により乙及び丙が期限の利益を喪失した場合もしくは甲が債 権保全の必要性を認める特段の事情があったときには、甲は債権 保全のため、下記の保全行為及び手続きをすることができます。 ①別途締結した集合債権譲渡担保契約又は停止条件付債権譲渡契 約に基づき、甲が乙又は丙を代理し、差し入れを受けた内容証明 郵便用紙を用いて、第三債務者に対し債権譲渡兼債権譲受の通知 書を発送すること。

②根抵当権設定契約書、譲渡担保設定契約書等の登記原因証書並びに乙及び丙が差し入れた登記済権利証(登記識別情報通知)、登記委任状、印鑑証明書、登記事項証明書等により、甲が乙又は丙を代理し、登記原因証書に定める不動産登記手続きをすること。 ③乙及び丙が差し入れた手形、小切手を、振出人又は支払人の取引金融機関に支払呈示すること。

④その他、裁判上もしくは裁判外を問わず、甲が必要と認めた債権保全行為又は手続きをすること。

第19条(担保及び再担保)

- 1. 乙又は丙が、甲に現在差し入れている担保及び将来差し入れる担保はすべて、本契約による債務のほか、乙が現在及び将来負担する一切の債務の根担保とします。ただし、当該担保に関し、当事者間で別段の定めをしたときはこの限りではありません。
- 2. 甲に差し入れた担保の金銭的価値が変動したことによって、担保 差入れ時の価額を下回り、かつ甲が担保の補充を必要と認めた場合、 乙は、直ちに甲の承認する増担保もしくは保証人を追加し、もしく は差し替えます。
- 3. 乙又は丙が期限の利益を喪失した時には、甲は、担保を必ずしも 法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法、時期、価額 等によりこれを取立又は処分のうえ、その取得金から諸費用を控除 した残額を、法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することが できます。なお残債務がある場合、乙及び丙は直ちにこれを弁済し ます。
- 4. 甲は、乙対する債権及び差し入れを受けた担保について、その種類を問わず、乙及び丙に対する事前の通知なく、甲が第三者に対して負う債務の担保のため、当該第三者にこれを譲渡、信託し又は再担保に供することができます。
- 5. 再担保権の設定又は権利の移転に伴い、甲は、再担保等に付する金融機関等の再担保権者(受益権者がいる場合はこれを含む)に対し、甲が保有する乙及び丙の個人情報を必要な範囲で提供することができ、乙及び丙はこれに同意します。なお、再担保権者への再担保権の設定又は権利の移転に際し、甲は、個人情報保護に関して、再担保権者に甲と同様の責任を負担させるものとします。
- 6. 甲は、現在及び将来の代位弁済者に対する関係において担保保存 義務を負わず、担保権の喪失又は減少が生じた場合もしくは担保価 値の減少が生じた場合でも、その担保価値の減少を補う義務のない ことを確認します。

第20条(特定公正証書)

乙及び丙は、本契約による債務を承認し、特定公正証書(乙又は丙が貸付の契約に基づく債務を不履行した場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書)を作成することを承諾します。また、この特定公正証書により、甲は、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には訴訟の提起を行わずに乙及び丙の財産に対する強制執行をすることができるものとし、乙及び丙は、本契約に基づく債務を不履行した場合には直ちに強制執行に服することに異議はないものとします。

第21条(債権譲渡)

甲は、本契約によって発生する債権について、乙及び丙が期限の利益を喪失したかどうかを問わず、これを担保とともに又は担保とは別に、甲の判断において、第三者に任意の価格で譲渡することがで

きます。

第22条 (届出事項の変更)

- 1. 乙及び丙の印章、名称、商号、代表者、住所、その他届出事項の 変更があったときは、直ちに書面によって届け出をするものとしま す。
- 2. 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書 類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に 到達したものとします。

第23条(受取証書の交付)

- 1. 甲は、本契約に基づく債務の返済が行われたときに当該債務の返済を行った者(以下「返済者」という)に対し、必要な事項を記載した受取証書を交付します。
- 2. 受取証書を返済者に直接交付できない場合には、この契約証書記載の返済者の住所、若しくは返済者が指定する場所に発送して交付するものとします。
- 3. 甲が受取証書を送付した日より7日以内に異議の申し出がなかったときは、返済者は当該受取証書に記載された内容を承認したものとします。

第24条(債権書類等の返却)

- 1. 債権書類、手形、小切手及び担保等(以下「債権書類等」という) の返却は、債務弁済等により甲がこれらを不要としたときから3週 間を越えない期間に、甲の住所にて返却します。
- 2. 債権書類等の返却は、最終支払人(完済者)を対象とします。
- 3. 乙及び丙が返済日当日に債権書類等の返却を希望する場合、返済 予定日の2週間前までに甲に申し出るものとします。
- 4. 不動産担保権の抹消登記手続きは、乙及び丙が自らの負担で行なうものとします。
- 5. 返還すべき手形、小切手につき、支払期日が第1項の期間内に到来するときは、当該手形、小切手が取引金融機関に支払呈示される場合があることを乙及び丙は承諾します。このために被った乙及び丙の損害について、甲は一切の責任を免れるものとします。

第25条(住所確認及び債権保全)

乙及び丙は、いずれも、甲が乙又は丙の住所確認若しくは債権保全 のためにその住民票、戸籍の附票を取得することに異議はありませ ん。

第26条(利息制限法第1条と貸金業法第43条)

乙及び丙は、本契約で約定した借入利率又は遅延損害金率により計算した利息又は遅延損害金のうち、利息制限法(昭和29年法律第100号)第1条第1項(元本の区分により10万円未満は年20%、10万円以上から100万円未満までは年18%、100万円以上は年15%)又は第4条第1項(債務不履行による賠償額の予定として、各元本区分利率の1.46倍の割合)に定められる割合で計算した利息又は遅延損害金の超過部分は本契約の約定利率にかかわらず利息制限法上は利息又は遅延損害金として支払う義務はありません。

ただし、乙及び丙が利息又は遅延損害金として任意に支払った金銭の額が、同法第1条第1項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払いが貸金業法(昭和58年法律第32号)第43条第1号各号に該当するときは、当該超過部分の支払いは、利息制限法第1条第1項の規定及び本条前段の定めにかかわらず、有効な利息の債務の弁済であるとみなすものとします。

第27条(個人情報の提供、登録、利用に関する同意)

甲との契約に係る乙及び丙の個人情報の提供、登録、利用に関し、 乙及び丙は、別紙の同意事項に同意します。

第28条(合意管轄)

本契約に関して訴訟又は調停の必要を生じた場合には、甲の本店を 管轄する裁判所を甲乙丙合意の裁判所とします。 以上